

## 岡崎市子育てハンドブック協働発行业者募集要領

### 1 趣旨

子育てに役立つ情報を体系的にまとめた「岡崎市子育てハンドブック」（以下「冊子」という。）を岡崎市（以下「市」という。）と民間事業者等が協働で発行する。

### 2 事業の概要

#### (1) 事業名

岡崎市子育てハンドブック協働発行业者

#### (2) 期間

協定締結日から令和 11 年 3 月 31 日（令和 10 年度発行分まで）

#### (3) 発行時期

協定期間中に訪れる各年の 5 月（ただし、初回のみ 6 月）

#### (4) 事業内容

別紙「岡崎市子育てハンドブック協働発行业者仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

#### (5) 事業に係る費用

協働発行业者は、冊子の企画、デザイン、編集、原稿の作成、広告営業、印刷製本、配送等に係る費用を全額負担し、市は一切の負担をしないものとする。

### 3 募集期間（企画提案書等の提出期間）

令和 5 年 10 月 23 日（月）から令和 5 年 11 月 15 日（水）午後 5 時 15 分まで

### 4 選定結果の通知

令和 5 年 11 月下旬

### 5 協定の締結

令和 5 年 11 月下旬又は 12 月上旬

### 6 参加する者に必要な資格及び事業実施上の条件

次の要件をすべて満たすこと。

(1) 企画提案書の提出日現在において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するものでないこと。

(2) 協定締結までの間に、次のいずれにも該当しないこと。

ア 「岡崎市が行う事務又は事業から暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 2 月 24 日付け岡崎市長・岡崎市教育委員会教育長・愛知県岡崎警察署長締結）（以下「暴力団排除に関する合意書」という。）に基づく排除措置を受けている者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の申し出がなされている。

※ ただし、会社更生法に基づく更生手続の開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続の開始の決定を受けた者で、再度、入札参加資格審査を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続の申し立てをされなかった者とみなす。

ウ 国税、地方税等の滞納がないこと。

## 7 質問及び回答

質問がある場合は、電子メール（[kodomo@city.okazaki.lg.jp](mailto:kodomo@city.okazaki.lg.jp)）で照会すること。電話等による口頭での問合せには対応しない。

なお、質問者からの質問及び回答内容については、他の民間事業者等に公開しない。

## 8 企画提案書等の提出物等

### (1) 岡崎市子育てハンドブック協働発行申込書

### (2) 企画提案書

自由形式とし、別紙「評価基準表」を参考に、次の項目を記載すること。

ア 実施体制（担当部署、担当者）

イ 冊子の概要（総ページ数、広告掲載ページ数など。仕様書「4 規格（標準）」の記載内容に対する提案）

ウ 掲載記事案（デザイン、構成、特集ページ）

エ 前年度からの掲載内容変更に対する対応方法（2年目以降を想定した資料）

オ 広告掲載業者の選定方法

カ 掲載する広告が、岡崎市広告掲載要綱及び岡崎市広告掲載基準に準拠していることの確認方法

キ 事業スケジュール（初年度及び次年度以降の2パターン）

ク 校正回数（初年度発行冊子のみ、初校を含め4回以上を必須とする。初年度以外の発行冊子は、初校を含め3回以上を必須とする。また、制限を設けない場合は「制限なし」と記載すること。）

ケ 納品日を令和6年6月28日（金）とした場合の校了日

※ 次年度以降の納品日は毎年5月下旬を想定。

コ 制作全般（提案、校正等）における市との連絡手段

サ 校正方法

シ その他、独自提案

### (3) 同様事業での実績が分かるもの

### (4) 同様事業で制作した他自治体等の冊子（最大2冊まで）

### (5) 会社概要

### (6) その他

ア 提出先は次のとおり。

岡崎市こども部こども育成課

（住所：愛知県岡崎市十王町2丁目9番地 電話：0564-23-6440）

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 企画提案書の著作権は書類の提出があった者（以下「提案者」という。）に帰属する。

エ 提案は1案とする。

オ 提出された企画提案書は、本事業の選定以外の目的では使用しない。

カ 郵送の場合は、募集期間にこども育成課に到達したものに限り、必ず到達の

有無を電話で確認すること。

キ 提出された企画提案書の内容について、市から問い合わせをする場合がある。

ク 提出後の資料の追加及び修正は認めない。

## 9 協働発行业務候補者の選定

### (1) 選定方法

別紙「評価基準表」に基づいた審査の結果、評価点の合計が最も高い者を協働発行业務候補者とする。

### (2) 選定結果通知

選定結果は、11月中旬に提案者全員に対して文書で通知する。なお、審査内容については問合せに応じない。

## 10 協働発行业務候補者提出書類

協働発行业務候補者として決定した者は、次の書類を市へ提出すること。

市が指定した期日までに書類の提出がない、又は募集要領6の条件を満たしていないと判断された場合は、協働発行业務候補者を取り消すこととする。その場合は、募集要領9の選定において、次に得点が高い者を協働発行业務候補者とする。

### (1) 提出書類

ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※3か月以内に発行されたものに限る。

イ 納税証明書（直近1年度分）

国及び申請者の所在地における地方公共団体が証明する次の書類

（ア）国税 法人税、消費税及び地方消費税等

（イ）都道府県民税 法人都道府県民税、法人事業税等

（ウ）市町村税 法人市町村税、固定資産税等

ウ 暴力団排除に係る調査承諾書

調査対象者の欄には、「暴力団排除に関する合意書」の「1 定義」の「(3) 役員等」記載の役員等について回答してください。

※ 提出した書類は返却しない。

### (2) 提出部数

各1部

### (3) 提出方法

持参または郵送

## 11 協定の締結

協働発行业務者として決定した者は、市と協働発行业務に係る協定を締結する。

## 12 その他

(1) 募集に要した費用は、すべて提案者の負担とする。

(2) 提案を辞退する場合は、すみやかにこども育成課に連絡すること。